

総務市民委員会 会議録

日 時 令和4年1月26日（水曜日）

午前10時00分開会 午前11時25分閉会

場 所 第4委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項及び報告事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	今野 貴子
副委員長	吉田 博史
委 員	久松 猛
委 員	吉田 千鶴子
委 員	海老原 一郎
委 員	柴原 伊一郎
委 員	篠塚 昌毅
委 員	島岡 宏明

説明のため出席した者（13名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	塚本 隆行
消防長	鈴木 和徳
消防次長兼消防総務課長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
財政課長	山口 正通
防災危機管理課長	皆藤 秀宏
課税課長	川上 勇二

納税課長	福澄 雄祐
市民活動課長	五来 顕
予防課長	三上 健市
警防救急課長	本橋 一夫

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○**今野委員長** おはようございます。ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○**今野委員長** それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドボックスは、総務市民委員会、令和4年、1月26日開催のフォルダをお開きください。消防本部資料に基づきまして、資料①ア令和3年度土浦市一般会計補正予算（第14回）（案）常備消防一般管理事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）について、執行部より説明を願います。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** それでは、令和3年度土浦市一般会計補正予算（第14回）（案）常備消防一般管理事業について、御説明いたします。本日は委員会資料での御説明になりますので、よろしくをお願いいたします。1補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として、来庁者及び職員への感染予防消耗品並びに災害活動用の衛生管理を図るための消耗品整備について、増額補正するものです。2補正額につきましては、4の整備品に記載のとおり、一般の事業所等にも置かれている足踏み式消毒器と災害活動用で感染防止のため、顔面部分を覆う空気呼吸器の面体部分を共用ではなく、交換して使用するため購入するもので、第8款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、10節需用費のうち消耗品費として、164万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。先ほどの呼吸器につきましては、消防隊員が災害活動で屋内侵入、煙が濃い場所などに侵入する際ですね、空気ボンベを背負って面体というものを、顔面を覆うものなのですが、その部分を共用で消毒等で扱っていたんですが、それを長時間にわたる時に交換して使用できるようなものでございます。3財源につきましては、1点目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとなっております。そのほかに、2点目として一般財源を入れて対応する内容でございます。説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** それでは、次に令和3年度土浦市一般会計補正予算（第14回）（案）常備消防警防救急事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）について、説明を願います。

○**本橋警防救急課長** 常備消防警防救急事業新型コロナウイルス感染症対策事業について、御説明いたします。1番補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症オミクロン株など、今後新たな変異株等により傷病者の増加に備え、救急消耗品整備のため増額補正するものです。2番補正額は332万9,000円で、補正後の予算額も同じく332万9,000円となります。3番の財源でございますが、1つ目が寄付金で106万2,000円、2つ目が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金70万7,000円、3つ目が一般財源で156万円となります。4番の整備品は、感染防止衣の上下、ニトリルグローブ、シューズカバー、気道確保用器具等、酸素マスク、N95マスク、

新型ウイルス対策セット，ゴーグル，心電図電極など救急消耗品となります。警防救急課からは以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について，何か御質問はございませんか。

○久松委員 ニトリルグローブはどういうものでしょうか。

○本橋警防救急課長 救急現場等に行った時に使用する，ビニールでできている使い捨ての手袋になります。患者さんを直接触るのではなく，ビニールの手袋を使用します。

○篠塚委員 今また感染者数がかかなり増えてきて，検査キットがなくなるとかいうような状況になってきているので，感染防止衣とかニトリルグローブとか，また不足が出てくるのかもしれませんが，これで数は十分確保できるようになるんですか。もっと多めに確保するとかそういう予算は大丈夫なんですか。

○本橋警防救急課長 現在備蓄品として感染防止衣の上を2，000，下を1，000という数がありまして，新しく変異株が蔓延してしまった場合には，さらに必要になるかもしれませんのではっきりとは言えませんが，今回の分をプラスしますと，今のところ整備品は揃っている状態です。今回，昨年や一昨年もありましたとおり，買えない時期があるので，早めに買っておこうということで，揃えている状況でございます。以上でございます。

○久松委員 買えない時期というのは，品物が品薄になってしまって買えないということですか。

○本橋警防救急課長 そのとおりでございます。去年などはマスクなども品薄，グローブ，感染防止衣も品薄がありまして，現在結構揃うようになっております。まだ感染防止衣の方は，発注して3，4か月はかかるのかなという状況でございます。ただ，今後の状況でどんどん変わっていくのかなとは思いますので，早めに揃えている状況でございます。以上です。

○吉田（博）副委員長 この財源の寄附金の内容とか内訳をちょっと教えて。

○本橋警防救急課長 寄附金については6か所，4つの企業と2人の個人の方からいただいております。企業については，桂不動産株式会社，株式会社筑波銀行，明治安田生命保険相互会社つくば支社，後個人で・・・様からの寄附金でございます。そのほかの1社と1個人については，非公表の希望となっております。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 そのほか，消防本部からございますか。

○本橋警防救急課長 委員の皆様への御相談なんですが，建物火災や社会通念上影響のある火災が発生した場合は，委員の方々に電話で御連絡を差し上げております。しかしながら，何度か連絡を差し上げてはなかなかつながらない時がございますので，1度電話で連絡がつかない場合は，メール送信が可能となりましたことから，メールでの御連絡で良いかどうかという御相談をさせていただきたいと存じます。

○今野委員長 今の御提案について，委員の皆様いかがでしょうか。

（「はい，結構です」という声あり）

○本橋警防救急課長 ありがとうございます。それでは、今後はそのようにさせていただきます。

○今野委員長 よろしく願いいたします。そのほか、消防本部からございますか。

○鈴木消防長 特にございません。

○今野委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○今野委員長 それでは、市長公室の案件について、協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用及び取扱いについて、執行部より説明をお願いします。

○佐々木政策企画課長 政策企画課長です。私の方からは、4つ御報告がございます。まず、1つ目はですね、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用及び取扱いについてでございます。ただ今、消防の方でもですね、事業の説明がございましたが、今回の交付金につきまして、御説明させていただきます。まず、1番の第4次交付限度額を御覧いただきまして、国におきましては、昨年12月20日に、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を実行することを目的といたしました補正予算を可決・成立したところでございます。その後、暮れの12月27日に、全国の自治体に対しまして、第4次となります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額を示し、本市におきましてはこちらで示しておりますとおり、3億9,612万6,000円の限度額が示されたところでございます。2番の国における交付金の取扱いを御覧いただきまして、今回の交付金の対象でございますが、コロナの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を目的として、令和3年度予算に計上し、実施される事業が対象となっております。そのほか、現在、国において、各自治体の申請に基づきまして、令和3年度補正予算の本省繰越しに向けた手続きを行っているところでございまして、そちらを上限といたしまして、令和4年度予算に計上し、実施される事業につきましても、交付対象となる予定でございます。3番の本市交付金活用事業の予算計上の状況等を御覧いただきまして、こちらの第4次臨時交付金を活用した事業につきましては、実施時期や事業の性質などを踏まえまして、予算計上額に対しまして、確実に執行が見込める事業を、今般の補正予算として計上させていただき、そのほか、現段階で計画している事業につきましては、令和4年度の当初予算として計上させていただきたいと考えております。また、昨日ですね、本県におきましても、まん延防止等重点措置を適用する地域として指定されましたが、今後の感染拡大の状況や、この感染拡大に伴う地域経済への影響が不透明な中、状況に応じて、速やかに施策を講じることができるよう、交付金の一部を留保している状況でございます。具体的には、4番の第4次交付金の活用予定額を御覧いただきまして、国で示された限度額は3億9,

612万6,000円でございますが、今般の補正予算に対する交付金充当予定額が1億6,504万4,000円で、令和4年度当初予算へ充当予定額といたしまして、9千141万1,000円を見込んでいますところでございます。残りの1億3,967万1,000円につきましては、今後の状況を注視しつつ、速やかに情勢に合わせた施策を講じるための財源として残しているものでございます。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○島岡委員 この予算が国からいただけることに対しては、まだどんなふうにするかを決めていないということですか。

○佐々木政策企画課長 今回3億9,600万円に対しまして、臨時会を開催させていただきましたが、その中で先ほど消防でも説明ございました、こちらに書いてございますこの2段目の部分ですね、1億6,500万充当の事業については、今回上げさせていただきました。年度末ということですね、今年度経常事業につきましては、例えば入札差金が出てですね、その残りをほかに振替えるですとか、そういった扱いができないということで、今回の補正予算につきましては、確実に執行が見込める事業そういったものを上げさせていただきました。ほかにも計画している事業がございます。そちらにつきましてはこの2段目に書いてございます当初予算の中でですね、交付金事業として入れさせていただければというふうに考えていますところでございます。その上で、今後の状況を見ながら、速やかに施策を講じることができるようにですね、1億4,000万弱ですね、残していると。そういった状況です。以上でございます。

○島岡委員 世間話として聞いていただいて結構なんですけど、今回のまん延防止の前に、多少緩んだ時期に、運転代行を頼んだら4時間待ちという話ありまして。確かに、飲食店への手厚い補助は分かっているんですけど、これで相当、運送、代行業からの人離れは激しくなっちゃって。代行の社長さんに聞いたら、後2万円くらい各社に車1台に付きとかそんな話をしております。土浦市の活性化のために桜町で飲もうよとか、飲食店に行こうよという話はあるんですけど、その後、代行がなくなってしまうというのは、代行ばかりじゃなくて我々の市民生活に関わってくるのかなという。まあ市民生活と言いますかね。そんなことがありまして、逼迫した状況ではあるというのは確かでございます。

○佐々木政策企画課長 御意見の方、ありがとうございます。今、どういった施策を講じるべきなのか。昨日まん延防止等重点措置が適用になって、現段階で経済対策なのかもしくは感染防止対策なのかということが、今すぐに判断できないということですね、少し財源を留保しているというような状況でございます。実は9月定例会の追加議案で地域交通関連事業者運行継続緊急支援事業ということでですね、2回目の支援、その中で運転代行の方も含めて支援したところでございますが、担当課の方で、確かに代行業を辞めている事業者が多いという話も聞いてございます。今後そういった状況を踏まえ、どういった支援が有効なのか検討しながら、速やかに講じていきたいと考えてございます。御意見ありがとうございます。

○**島岡委員** 代行業をやっている社長さんとかですね、呼んでヒアリングしたり、地域の飲食店の方々に話を聞いてみるのも1つかなと。代行といっても土浦市だけではないので、土浦市だけで収まることでなければ、茨城県に言ったりですね、いろいろな手段があると思うので。代行業がなくなると、地域経済にいろいろな問題が起こると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○**佐々木政策企画課長** 御意見ありがとうございます。今後の状況に応じてですね、直接話を聞く機会も検討しつつですね、何かしらの支援、様々な部分での支援というのを検討していきたいと考えてございます。御意見ありがとうございます。

○**吉田（博）副委員長** 佐々木課長、限度額、残高を残すというのは、大変結構だと思う。この考え方でいいと思います。全部限度額を当てはめるというよりもね、柔軟性があって私は正解だと思います。また、新年度予算も最終段階にきているところだから、そこで1つお願いしたいのは、去年とか国からの交付金が常にいろいろきていると。祖の度にね。そうすると、土浦市の財政規模はいくらなのかという点が見えなくなってくるんだよね。適正財政規模っていうのあるよね。俺が考えるには、歳入歳出でもって大体880億から900億の間あたりが、土浦市の財政規模としては適正かなと思うんだけど。それが、いろいろな交付金が入ってくると、職員も感覚的に、果たして土浦市の、うちの部の財政はどのくらいが適正かなというのが、感覚的に薄れてくる所があるから、そこが1番危惧している所で。そこを注意して、予算なんかもそうだけれども、組んでいただきたいなと思います。以上です。

○**山口財政課長** 御意見ありがとうございます。昨年度の当初予算の中ではですね、コロナ対策関連の予算というのは組んでおりませんで、その規模で言いますと大体900億円規模でございました。ですから、適正な財政規模、その時々が適正な財政規模だと私どもは思っておりますけれども、何もない状態であれば大体その前後ぐらいがですね、今の土浦市からいう財政規模であるのかなというふうに感じております。また昨年はずね、吉田委員の方からありましたように、補正予算が大分きておりまして、予算と決算がかけ離れてしまっているという実情がありまして、以前は補正予算を組むこともそれほどなかったのも、予算をつかまえていれば大体土浦市の予算規模が分かったんですけども、今は決算状況もよく確認をしないとですね、予算規模が急に膨らんだりしている状況でございますので、なかなか私どもも予算規模をつかまえるのが難しい状況にはなってはきております。ですので、今後もですね、財政運営注視しながらですね、気を付けて持続可能な財政運営に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様の御理解、御協力もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** それではないので、次に資料②茨城シクロクロス土浦ステージの開催について、説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 続きまして、ここからは、2月と3月に開催予定となつてございますサイクリング関連事業、3つございます。こちらにつきまして、御説明をさせて

いただきます。まず1つ目は、茨城シクロクロス土浦ステージの開催についてでございます。こちらは、主催が茨城シクロクロスで、本市は後援となっているものでございます。まず、1の期日を御覧いただきまして、来月の2月20日（日）に、2の会場といたしまして、りんりんポート土浦と隣の散歩広場を使用して、茨城シクロクロス土浦ステージレースを開催するものでございます。3のコースを御覧いただきまして、先月開催いたしました全日本選手権につきましては、川口運動公園も含め、3会場、全長3キロメートルのコースを作って開催したところでございますが、今回は、りんりんポート土浦と隣の散歩広場の2会場のみを使用するとのことで、前回の半分程度となる1.8キロメートルのコースでの開催となる予定です。4の来場者でございますが、選手を含めて800名程度を予定しており、2枚目を御覧いただきまして、5の参加カテゴリでございますが、それぞれ、AJOC、一般社団法人日本シクロクロス競技主催者協会というものがございまして、そのランキングや年齢などから参加資格条件が設定されておりまして、こちらで示しているとおり、1日で15レース開催する予定となっております。ちなみに、この表の見方について御説明させていただきますと、アルファベットについてでございますがCが男性、CJが男性のジュニア、CMが男子マスターズで40歳以上、CLが女性、UやCKは若年層の年齢区分を示しているもので、それぞれ、その右隣の数字は、1が昨年度獲得ポイント1位から300位までの方、2が301位から600位までの方、3は601位から900位までの方が参加することができるということを示しているものでございます。6の出店を御覧いただきまして、このレースの開催にあわせまして、りんりんポート土浦の駐車場において、土浦ブランド認定事業者を中心としたマルシェを開催いたしたいと考えてございます。説明につきましては、以上となります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○**篠塚委員** 2月20日は、確かまん延防止等重点措置適用の最終日になるのかな。感染予防対策というのは、主催者側に全部お任せなんですかね。

○**佐々木政策企画課長** 感染予防対策につきましては、我々の方でもですね、今、まん延防止等重点措置が適用になっているということで、しっかり対応して欲しいといったことで、先方の方はですね、前回全日本の時もそうでしたが、入り口の所で体温測定を行いまして、後、今回はサイトで登録して、1週間とか2週間の状況を見てしか入れなかったという話がございましたが、今回も同じように検温スポットを設置すると。後、そのほかにも、感染症対策をしっかりやって欲しいと。我々も後援になっておりますので、そういったお願いの方はしっかりしていこうというふうに思っております。以上です。

○**篠塚委員** 抗原検査やPCR検査、事前に検査の証明書とか、ワクチン接種証明書など、その辺は考えていないのですかね。

○**佐々木政策企画課長** 今はまだそこまで主催者の方から聞いてございませんが、屋外だということもございまして、恐らく検温等の話になるのかなというふうに思っているところでございます。また、ギャラリーもいますので、そういった方をどうするのかと

いうのもございまして。検温の話になるのではないかなと思っているところでございます。以上です。

○篠塚委員 ギャラリーの方はマスクをしているからいいんですけど、競技者はどうしてもマスクを外しますし、スタート地点や競技中というのはどうしても密になり易いことがありますし、これは分からない。新しいオミクロン株の感染力が高いものが出てきたという話もあるので、その辺もよく主催者と話をして、開催をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○佐々木政策企画課長 今、篠塚委員からあった話を主催者の方にしっかり伝えてですね、できる方向で調整させていただければと考えております。以上です。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それではないので、次に資料③土浦春のアウトドアフェスの開催について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 続きまして、サイクリング事業2つ目、土浦春のアウトドアフェスの開催につきまして、御説明をさせていただきます。こちらの土浦春のアウトドアフェスでございますが、このイベントは、昨年5月の臨時会において、感染の収束を見据えた着地型の新たな観光コンテンツの掘り起こしを目的に、国の臨時交付金を活用したバイクアンドキャンプ開催事業として、予算を計上させていただきました。この度、内部でのプロポーザルを経まして、一般社団法人ツールド・スポーツ・ジャパンにおいて、3月12日(土)と13日(日)の2日間、りんりんポート土浦とお隣の散歩広場で開催されることとなりましたので、御報告いたします。内容でございますが、2枚目を御覧いただきまして、「遊ぶ?食べる?泊まる?楽しみ方はあなた次第!」というコンセプトに基づきまして、バラエティに富んだライドイベント以外にも、ヨガやeスポーツ、さらには、隣の散歩広場を活用して、ランニングバイクやグランドゴルフ、フィンランドの投てき競技でありますモルックなどを楽しむことができるほか、愛犬も一緒に参加できるようドックランも設置する予定となっております。また、こちらでも、開催日当日は、りんりんポート土浦の駐車場を活用して、土浦ブランド認定事業者を中心としたマルシェを開催する予定となっております。ちなみに、参加者でございますが、ソロキャンプ、グループキャンプ、車中泊の150人程度を見込んでございまして、そのほか一般の方を含めて、2日間で1,000名程度の来場を見込んでおります。こちら、先ほど申しました感染症対策をしっかりと実施した上で、開催していきたいと考えております。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○久松委員 キャンプサイトはどこでしょう。

○佐々木政策企画課長 2枚目の下にございましてりんりんポートの前ですね、広場の部分でございます。後、散歩広場の方にもですね、グループキャンプということで、2名から6名のサイトを設ける予定でございます。以上でございます。

○島岡委員 この間の自転車の競技大会の時には、マンションの前の駐車場を解放した

り、新港の方を解放して、車を止める場所を確保できたりはしていましたけれど。マンションの前の空き地は、これからの活用方法がいろいろあると聞いておりますし、新港の方も県の土地ですが、土浦市の観光を考えた上で、あの場所まで含めたランドデザインを考えていくっていうのは、これから絶対に欠かせないかなという思いでいるんですけれど。そういった時に、あの場所はどういった基準で解放したりしているのか。そういうのはどうなのでしょう。

○佐々木政策企画課長 基本的にこういったイベントですとか、そういった際はですね、県の方で何かしら使う予定がなければ、貸してくれると。そういった状況でございます。その都度申請してですね、借りているような状況でございます。以上でございます。

○島岡委員 例えば、今回の花火もマンションの前の場所は解放していませんよね。密を防ぐためにお知らせしないでやっているというのは分かるんですけれど。基本的に今回見ると、車の中で家族で見ている方がすごく多くて、外でわいわい騒いでいるようなそういう状況ではないなと感じてはいたんですけれど。次の花火とかですね、車の中で見てもらえたら最高の場所かなと思ってしまっただけはいるんですけれども。いろいろ問題はあるかとは思いますが。県のものでございますので、勝手にできないというのは分かるんですけれど。花火に限らず、これからいろいろなイベントをやる上で、あの場所の活用方法というのは、すごく面白いなと僕は思うんですけれどね。

○佐々木政策企画課長 そうですね。本市のイベント、様々なものがございます。昨年、一昨年からですね、コロナ感染者が急増しておりまして、なかなかイベントができなかったという中で、花火の方をですね、毎週20分間やっているようなところでございます。我々の方もですね、今、全てのイベントについて、ウィズコロナの中でどうやってやっていくのかといったものをですね、検討しているところでございます。そういった中で今いただいた御意見、車の中から見られるといった要素も伺いました。今後ウィズコロナの中でですね、こういった形で今までのイベントができるのか、そういったものを検討する際に、いただいた御意見も含めて、検討させていただければと思います。以上です。

○島岡委員 あの辺りは夜釣りに来る人がいっぱいいて、水道局の前の道路にたくさん車がとめてあったり、近くに時間貸の駐車場があるんですけど、夜は釣りに来る人で満車になってしまうという話を聞きました。

○佐々木政策企画課長 我々もその辺の情報は聞いてございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 では、私から1点。開催日の3月12日、13日というのは、土浦は桜はもう咲いている時期なんではないでしょうか。

○佐々木政策企画課長 これからの気温などにもよるかとは思いますが、3月中旬から下旬くらいかなとは思っているんですけれども。

○今野委員長 せっかくですので、土浦は桜の名所が非常に多く、せっかくこの時期にやるのであれば、桜の時期に重ねた方が圧倒的に効果は高いのかなと。りんりんロード

も筑波山へ向かう所は桜並木に沿って走っていくような形にもなりますので、そういう時期も、土浦の桜ということも勘案して、時期を選ばれた方がよろしいかなというふうに思いました。

○佐々木政策企画課長 御意見ありがとうございます。日程につきましては、次に御説明させていただきますが、我々の方で後援している事業が3月26日、27日にございます。そういったことでその前にですね、予定を持ってこざるを得なかったという状況がございます。今後もなんとかこういったイベントをですね、継続できるよう今進めているところでございます。桜の時期に開催できるよう、市の主催の事業で開催できるよう今後検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それではないので、次に資料④土浦レイクサイドバイクロア2の開催について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 続きまして、サイクリング事業3つ目、土浦レイクサイドバイクロア2の開催につきまして、御説明をさせていただきます。こちらは、昨年3月27日と28日に、株式会社アトレと一般社団法人バイクロアとの共催で、本市は後援となっておりますが、本市初のバイクロア、バイクロアというのは大人・子どもの自転車運動会という意味でございますが、霞ヶ浦総合公園において、盛大に開催されたところでございます。本年も、詳細につきましては、現在検討中とのことですが、本市において開催することが決定したと連絡を受けましたので、現段階で分かっている範囲で、開催内容を御報告させていただきます。1の開催期間を御覧いただきまして、こちらは確定でございます。3月26日(土)、27日(日)の2日間で開催するとのことでございます。2の開催場所でございますが、こちらは、現在検討中とのことで、昨年同様霞ヶ浦総合公園での開催、もしくは、りんりんポート土浦周辺で開催するか、現在、検討中とのことでございます。3の主催者でございますが、こちらは、昨年同様、株式会社アトレと一般社団法人バイクロアとの共催で、4を御覧いただきまして、本市は後援となるものです。5の開催内容でございますが、現段階の情報では、①を御覧いただきまして、市委託事業である土浦の魅力再発見ライドツアーをはじめ、複数のサイクリングツアーや③、④を御覧いただき、速さだけではなく遊び心満載のサイクルレースなどを開催予定とのことでございます。また、本年も、100名から200名程度のキャンパーを見込んでいるとのことで、本市におきましても、土浦ブランド認定事業者などによるマルシェの開催を予定しております。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚委員 後援になっているのですが、逆になんですけど、後援は名義後援だけですか。名義だけの後援。名前だけ出すということで、費用等は支払っていないということでもいいですか。

○佐々木政策企画課長 そうですね。費用は発生していないものでございます。

○篠塚委員 名義後援ですけれども、土浦市が載っていますので、感染症が流行してい

る所ですので、先ほど言った感染予防対策について、国からの交付金も余裕がある部分があるので、補助をするじゃないですけども、そういうのも考えていただいて、開催するのであれば、感染症対策をしっかりと開催していただいて、感染予防対策について、土浦市でも少しバックアップをすることを御検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○佐々木政策企画課長 感染症対策については、先ほど御提案いただいたことなどもお願いしたいと思っております。費用の部分につきましては、1つ目で御説明させていただきました交付金の考え方の中で、補正予算に充てる財源と、それ以外の分については本省繰越ということで、令和4年度予算に充てるものといった取扱いになる予定となっております。今年度はそれで支払うということができないということで。ただ、感染症対策については、後援になっていきますので、主催者の方に改めて徹底するようお願いといえますか、話の方をさせていただければと思っております。以上でございます。

○篠塚委員 国からの予算は使えないのは分かるんですけど、しっかりとお願いだけじゃなくて。主催者側も大変だと思うんですよ。大勢の人数が集まって、感染予防対策というのは本当に大変だと思うので、その点について、アルコール消毒の備品とか、いろいろなものがあると思いますので、よく相談していただいて、できる限り土浦市としてもしっかりと後援をしていただければと思いますので。

○佐々木政策企画課長 御意見ありがとうございます。この主催者のバイクロアというのは、各地で開催している団体でございます。これで感染者が出てできなくなると、相手も困るという話になると思いますので、今、まん延防止等重点措置適用期間中でございますので、しっかりやっていただくといったことを、主催者に言っていきたいと思えます。以上でございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

○海老原委員 今開催しているパトレイバー展の途中報告。後、きらら館の売上げがもし分かれば。

○佐々木政策企画課長 入場者数でございますが、1月14日から1月25日まででございます。10日間です、入場者は1,409名。そのほか、無料の方もいますので、おそらく1,500名くらいは来ているのではないかといた状況でございます。きらら館の方でございますが、1番多い日が、1月15日、71万8,000円です、関連グッズで。きらら館の取り分としては、販売手数料で2割貰えるというような状況でございますが、15日が71万8,000円。2番目に多い日がその次の日です、16日で44万8,000円といったことで、今現在こちらでも24日まで10日間で312万2,345円の売上げでございます。ちなみに我々の狙いにもございました71万8,000円を売り上げた15日でありますと、通常のきらら館のおみやげの売上げにも波及しているといえますか、通常7,8千円の売上げがこの日は3万3,000円といった状況でございます。以上でございます。

○海老原委員 たまたまなんだけど、ちょうど15日にね、きらら館の観光協会の職員が残業してたよね。19時頃まで。

○今野委員長 そのほか、市長公室からございますか。

○川村公室長 特にございません。

○今野委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 市長公室の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。消毒，換気のため，暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

(市長公室退席)

(総務部・市民生活部入室)

(10時45分休憩)

(11時再開)

○今野委員長 休憩前に引き続き，会議を再開します。総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づきまして，資料①ア令和3年度土浦市一般会計補正予算（第14回）（案）地域防災関係事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）について，執行部より説明をお願いします。

○皆藤防災危機管理課長 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第14回）（案）地域防災関係事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）について，御説明いたします。こちらの事業の目的でございますが，新型コロナウイルス等の感染症対策といたしまして，円滑な避難所運営に必要な物資の備蓄をするものでございます。物資の整備内容といたしましては，1つ目といたしまして消毒液を27本購入，この消毒液の用途といたしましては，吐しゃ物等があった場合に，机や床などの周辺を消毒するためのものでございます。1本当たり1.8リットル入りでございまして，27か所ございます指定避難所の防災倉庫に各1本ずつ備蓄するものでございます。続きまして，大型扇風機は，指定避難所の換気用として27か所の指定避難所に2台ずつ，合計54台を購入するものでございます。購入するための費用といたしまして，防災費の消耗品費の58万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について，何か御質問はございませんか。

○島岡委員 大型扇風機は1台あたりいくらかの扇風機なんでしょうか。

○皆藤防災危機管理課長 大型扇風機は，1台あたり1万1,600円程度でございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それではないので，次に資料①イ償却資産（固定資産税）に係る課税標準の特例適用に伴う還付処理等についてと，資料①ウ令和3年度土浦市一般会計補正予算（第14回）（案）市税過誤納還付金については，関連がございますので，一括して説明をお願いします。

○川上課税課長 次の御説明は，納税課からの市税過誤納還付金の増額補正についてでございますが，還付処理を発生させました課税課の方から，更正内容や原因等，その概

要を説明させていただきますので、資料①のイ償却資産（固定資産税）に係る課税標準の特例適用に伴う還付処理等についてをお開き願います。その前に、償却資産について、簡単に説明させていただきます。広報紙の12月中旬号に、償却資産の申告の方のお願いをさせていただいてございます。償却資産につきましては、個人または法人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地と家屋を除く構築物、機械、装置、工具、器具等のこととございまして、具体的には太陽光発電設備、厨房設備、駐車場など多岐にわたるものでございます。この申告していただいた償却資産の課税標準額の合計が150万に満たない時は課税されないものでございます。それでは資料に戻りまして、概要の方を説明させていただきます。法人名は伏せさせていただきますが、市内の法人が保有いたしますごみ処理施設に賦課する固定資産税、そのうちの償却資産に関しまして、課税標準額の特例割合として2分の1にすることができたところとございますが、特例適用申請書の提出がなかったことから、当該法人に申請書の提出を指導いたしまして、申請書の提出があったことから地方税法に基づき過年度分も含め更正処理を行うものでございます。今回、還付が発生した経過でございますが、3の経過のところを御覧ください。この法人から、昨年稼働いたしましたバイオマス発電設備、余ったバイオガスを利用して発電する設備を新設したものでございますが、バイオマス発電設備に関する償却資産の申告にあたりまして、課税標準の特例に該当するかの問い合わせがございました。問い合わせの施設については、市税条例付則第13条の2第6項に該当いたしまして、3年間、課税標準を3分の2とすることができますので、令和4年度の償却資産の申告にあたりましては、特例適用申告書の提出もあわせて行っていただくようお願いしたところとございます。こちらの特例は課税標準を3分の2でございます。今回、この問い合わせがあったことから、既設のごみ処理施設につきましても、課税標準の特例がきちんとされているか、確認を行ったものでございます。その結果、平成17年に稼働した施設の部分につきましては、特例が適用されておりましたが、平成24年度に増築いたしました施設の部分については、特例の適用ができる施設であることが確認できましたが、適用がされておりました。このことから、地方税法第17条の5の規定に則りまして、5年分の特例適用申告書の提出を指導いたしまして、その後、法人から5年分の特例申請書が提出を受けたものでございます。その更正内容でございます。2を御覧ください。令和3年度分につきましては、第4期の更正をさせていただきます。2月末が納期でございますので、648万800円の減額更正をいたします。また、平成29年度から令和2年度までの4年間につきましては、還付税額といたしまして、2,992万500円。議決後の還付手続きの関係で、確定した金額ではございませんが、1月末の計算では、還付加算金として109万5,800円となりますので、合計で3,101万6,300円を還付する予定でございます。このように多額の還付金が発生いたしましたことから、第2款、第1項、第22目、22節の市税過誤納還付金に不足が生じ、増額補正をお願いするものでございます。補正予算については、このあと、納税課長から説明がありますので、よろしくお願いたします。今回、このような案件が発生したことから、ほかにもごみ処理施設を保有する法人が、

複数、市内にございますので、対象施設の再点検と現地調査を実施いたしました。その結果でございますが、適正に課税されていることを確認してございます。今回の補正が発生した原因でございますが、法人側には、償却資産の申告に伴っての特例適用の相談や申請書の提出がなかったということもございますが、課税課側としまして、償却資産の申告書の提出を受けるにあたって、対象となります施設の実態がつかめていれば、こちらから特例申請の話を持ち出すことができたのではないかと、考えるところでございます。このことを踏まえまして、改善点を考えるにあたりまして、このごみ処理施設が建設される経過の中で、法人側の義務といたしまして、課税標準の特例申請を課税課に提出することについて触れている書類がないか、関係課へ赴き調査を行ってございます。環境衛生課では、一般廃棄物処理施設設置許可申請書と、廃棄物処理施設の設置に係る事業計画書を見てまいりました。それから建築指導課では、建築基準法第51条関係の許可申請書と、茨城県都市計画審議会の資料を調べてまいりましたが、いずれにも特例について触れている部分はございませんでした。このようなことから、課税標準の特例制度といたしまして、市のホームページに、主なものとして27の特例制度を載せてございますが、申請する側のために、もっと見やすく改善をしていくことはもちろんでございますが、今後は、課税課の担当職員に対し、研修等を行い、課税標準の特例制度の理解を深め、毎年度、関係部署に今回の例で言えば環境衛生課でございますが、毎年、必ずこちらから出向き、特例に該当する対象施設の新設情報等の収集を行い、納税者の皆様に寄り添った課税に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

○**福澄納税課長** 先ほど内容については課税課の方から御説明がありましており、償却資産にかかる課税標準の特例適用に伴いまして、約3,100万円の還付が発生する見込みとなりました。そのため、市税過誤納還付金に不足が見込まれるので、その3,100万円を増額補正させていただくものとなります。簡単ですが、説明は以上となります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** では私の方から1つ。これは説明いただいたように、きちんと対応していかないと。税というのは市の根幹だと思いますので、非常に金額大きいですね。今回は、先方から申請がなかったということもありますけれども、今後はそういう所に気を付けていただいて。いろいろな申請があるとは思いますが、その処理に対して、どのようになっているのでしょうか。

○**川上課税課長** 処理と言いますと、現地調査とかそういう面でよろしいでしょうか。

○**今野委員長** 適正に処理されているかどうかという質問です。

○**川上課税課長** 償却資産でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、土地や家屋と違いまして、賦課する課税客体ですね、納めていただく方、それから課税をする客体、こちら法務局への登記制度がないものですから、まず納税義務者にその客体の方を把握させていただくために、申告書の方を郵送させていただいてございます。先

ほど申し上げましたが、広報紙の12月中旬号に掲載をさせていただいておりますけれども、昨年度で申し上げますと、3,800件程度の申告書がございまして、さらに、270を超える未申告の法人もございました。それから法人市民税などの所から新たに新設された法人などもございますので、今回4,700を超える申告書の方の提出をお願いするために、申告書をこちらから郵送しているところでございます。1月末が提出の締切りでございますので、それに基づいての課税というふうになっていくわけなんですけれども、提出していただきました償却資産につきまして、現地調査の方を行っているかということについてですが、現地調査について実際に行っておりますのが、夏、1月から4月くらいまでは、固定資産は家屋係が担当しているんですが、新しく建てられました家の課税についての業務で塞がっておりますので、そちらが一段落した6月くらいから現地調査に行っております。令和3年度につきましては、所得税の申告に関する償却資産の申告、それから固定資産税における償却資産の申告で、大きく数字が違っている所、税務署の方が調査をいたしまして、数字が違っている個人、法人を見つけまして調査を行っております。その結果、57件の調査をしたんですけれども、約2千675万円の償却資産についての追徴課税をしたところでございます。今回、還付をいたします法人につきましても現地調査、相手方から相談がありました以前に、実施できていれば良かったんですけれども、人的な要因もございまして、現地調査の方できてございませんでした。今後、適宜現地調査を行い、適正な課税に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** 人員がもう少し増えれば、きちんと調査できる所でもできて、課税も納税額も増える、そういうことですか。

○**川上課長** はっきりそうは申し上げられないのですが、それに近い答えではあるかとは思います。ちなみにつくば市は、償却資産を担当にする専門の係で4人おります。土浦市は家屋係ということで専門の係員はいないんですけれども、つくば市では4人ございます。こちらでどの程度の調査をしているのかお聞きしたんですけれども、今年度は200件くらいの調査を行ったということで、その内訳としましては、書類審査を190件、実際に現地へ行って調査をしたのは10件程度というような数字でございまして、件数で言えば土浦市は57件行ってますので、数は頑張ったのかなというふうに思っております。以上です。

○**今野委員長** 分かりました。人数が増えればもっと納税額が上がるというのは、もう少し対応しなくてはいけないのかなということが分かりました。ありがとうございます。ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** それではないので、次に資料①令和3年度土浦市一般会計補正予算(第14回)(案)収納関係(新型コロナウイルス感染症対策事業)について、説明をお願いします。

○**福澄納税課長** 令和3年度土浦市一般会計補正予算(第14回)(案)収納関係(新型コロナウイルス感染症対策事業)について、御説明いたします。こちらは、新型コロナ

ウイルス感染拡大防止・感染予防策として、自宅にしながら税金などの支払いができるように、クレジットカードやペイジーによるインターネットバンキングを利用できるようにしたいと考えてございます。今回の議案は、受付システムの構築と利用料について増額補正をお願いするものでございます。費用につきましては、初期費用として119万9,000円、基本料金として月額3万8,500円となっております。御利用にあたりまして、クレジット払いにつきましては、1万円につき110円の手数料、ペイジーによるインターネットバンキングにつきましては、1件あたり165円の手数料となります。この手数料につきましては、利用者の負担の方向で考えさせていただいております。また、このシステムに関しましては、コンビニエンスストアでの支払いシステムを利用するもので、現在のところ支払い額の上限が30万円までとなっております。一部の高額なお支払いについては対応できないものではございますが、コンビニエンスストアだけでなく、昨年からバーコード決済、来年度はクレジットとインターネットバンキング対応という形で、利便性を高めて、支払いの自由度を上げていきたいと考えております。なお、この事業につきましては、こういう時期ということもあり、ほかの自治体からも引き合いがかなり多くなってきているようで、現時点でも6か月程度事業開始までに時間がかかってしまうということを聞いております。このことから、繰越明許とさせていただいて、来年の夏の稼働を目指してまいりたいと考えております。説明は、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○海老原委員 もう一度確認したいんだけど、税金、コンビニエンスストアで支払えるよね。その時の手数料というのは取られるのかな。

○福澄納税課長 コンビニエンスストアでの支払い手数料は、利用者の方にはかかっておりません。そちらの63円の手数料につきましては、市の負担となります。

○海老原委員 ところが、クレジットカード払いは、今聞いたのでは、利用者が取られるというようなことだったと思うんですけど、その確認。

○福澄納税課長 クレジットカード払いというのは、やはり手数料がかなり高いというところがございまして、昨年度まで土浦市では軽自動車税のクレジットカード払いができたのですが、自動車税が1万円程度ですので、1回あたりの手数料が100円程度で済んだんですが、極端な話30万になりますと、3,300円とかなりの手数料がかかってきてしまいますので、こちらについては他市町村、ほとんどの所が利用者の方の負担をお願いすると。その代わりなんですけど、ペイジー払いの場合には、1件あたり165円で済むと。つまり30万でも、手数料が165円で済むということもありまして、二段構えの考え方をしております。以上です。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 そのほか、総務部からございませんか。

○羽生総務部長 特にございません。

○今野委員長 では、引き続きまして、市民生活部の案件について協議を行います。市

民生活部資料に基づきまして、資料①公用車に係る物損事故の和解について、執行部より説明を願います。

○**五来市民活動課長** 公用車に係る物損事故の和解についての御報告でございます。昨年11月4日、発生場所は、有明町2983番地2、こちらは駅東駐車場屋上の公用車を駐車しているスペースです。事故の相手方は土浦市社会福祉協議会でございます。事故の概要でございますが、車両を左前方に出庫する際、左側に停車してあった社会福祉協議会の公用車の右バンパーとヘッドライトに接触をしまして、破損したものでございます。和解の概要でございますが、専決処分を行い、相手方でございます社会福祉協議会に対し、車両修繕費5万4,032円を支払いまして、11月18日に和解をいたしました。イベントの準備で物品を運ぶために、大きめのワンボックス、車種はデリカでございますが、借用したところ、運転不慣れなこともございまして、巻き込んでしまったものでございます。今後は、このようなことが起こらないよう、十分に注意をしておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。報告は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○**島岡委員** 資料に、事故の相手方と書いてあるので、相手方については分かるんですけども、土浦市のぶつけた方は、車はデリカだったとか、当事者は何の車だったのかというのもあった方がいいのかなと思うんですけども、どうなんでしょう。

○**五来市民活動課長** 記載が漏れてございますが、相手方は、社会福祉協議会のライトバンの公用車でございます。誰も乗っておりませんで、駐車してあった車を巻き込んでしまったというものでございます。

○**島岡委員** 相手方じゃなくて、ぶつけた方。土浦市の車が、デリカという車がぶつけたという、当事者の情報が抜けているのかなと思うんですけども。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** そのほか、市民生活部からございませんか。

○**塚本市民生活部長** 特にございません。

○**今野委員長** 委員の皆様から執行部に何かございますか。

○**柴原委員** 新治地区でやった時報、あれは総務部でやっているのか。あれについてのアンケートが何もないんだよな。

○**皆藤防災危機管理課長** 新治地区において、12月1日から15日間、時報のチャイムの試行をしたところでございます。アンケートを新治地区の区長さんにとらせていただきまして、項目といたしましては、今後の実施についてとか、どんな音がいいでしょうとか、放送時刻はどのくらいがよろしいでしょうかなどのアンケートを取らせていただきました。大体今後も定時放送を続けていただきたいという方が7割程度ございましたので、アンケートの内容や、今後どのようにしていくかも含めまして、3月議会の事前委員会の方で資料を基に御報告させていただければと思います。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 ないようですので，以上で総務市民委員会を閉会いたします。